

広島県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表の2及び3を削り、同表の4を同表の2とし、同表の5を同表の3とし、同表の5の2を同表の4とし、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とし、同表の7の2を同表の7とする。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。